

次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会開催要領

(目的)

第1条 中長期的な観点から本県健康福祉の進むべき方向性を明らかにする次期あいち健康福祉ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に当たり、その内容を検討するため、次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ビジョンの内容を検討し、県に助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会の座長及び委員は、別表に掲げる者とする。

2 座長は委員会を統括し、委員会の進行にあたる。

(会議)

第4条 委員会は、愛知県福祉局長が招集する。

2 委員会は、委員が一堂に会することが困難であると認められる場合に限り、書面、その他の方法により開催することができる。

(委員会等の公開)

第5条 委員会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については委員会の座長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、愛知県福祉局福祉部福祉総務課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行し、ビジョンの策定をもって廃止する。

(別表)

次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会委員名簿

五十音順・敬称略

氏名	団体名等
五十里 明	名古屋学芸大学看護学部 教授
市野 恵	特定非営利活動法人地域福祉サポートちた 代表理事
大竹 正芳	名古屋商工会議所 企画調整部長
小栗 宏次	愛知県立大学情報科学部 教授
加藤 壽和	日本労働組合総連合会愛知県連合会 社会政策局長
葛谷 雅文	名古屋大学大学院医学系研究科地域在宅医療学・老年科学 教授
◎ 後藤 澄江	日本福祉大学福祉経営学部 教授
近藤 克也	愛知県町村会（東郷町福祉部長）
佐々木 彰一	一般社団法人中部経済連合会 産業振興部 担当部長
永田 雅子	名古屋大学心の発達支援研究実践センター 教授
野田 正治	公益社団法人愛知県医師会 副会長
原田 正樹	日本福祉大学 副学長（社会福祉学部 教授）
山口 剛典	愛知県市長会（春日井市健康福祉部長）

◎ 座長